

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、田原本町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（レベル五〇〇航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 田原本町内一円
- 三 測量の期間 令和四年十月二十一日から令和五年三月二十七日まで